

(証券コード：3948)

2023年3月10日

(電子提供措置の開始日 2023年3月8日)

株 主 各 位

東京都八王子市東浅川町553番地
光ビジネスフォーラム株式会社
代表取締役社長 松 本 康 宏

第55回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第55回定時株主総会を下記の通り開催致しますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「2023年定時株主総会招集通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト http://www.hikaribf.co.jp/financial_202212_04.html

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東京証券取引所ウェブサイトアクセスして、上記の当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、新型コロナウイルス感染症防止の観点から極力委任状を事前にご提出いただき、また、委任状のご提出に当たっては、お手数ながら参考書類をご検討くださいまして、同封の委任状用紙に賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、ご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年3月30日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都八王子市東浅川町553番地
光ビジネスフォーラム株式会社 本社
3. 会議の目的事項

報 告 事 項 第55期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）事業報告、計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役6名選任の件

議案の概要は、「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」に記載のとおりであります。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の「委任状用紙」を、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、当日は定刻までにおいでいただけない場合、会場への入場をお断りいたしますので、当日の総会運営にご協力賜りますようお願い申し上げます。交通機関の遅延等不測の事態の場合には開始時刻を繰り下げる等の対応をとることがあります。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

事 業 報 告

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期における我が国経済は、繰り返す新型コロナウイルスの感染拡大に加え、大きな環境変化に直面する1年でした。感染拡大の一時的な収束と感染症対策の常態化により業績が持ち直す企業が増えるなど、経済が緩やかに回復する兆しを見せる一方、資源・エネルギー高や円安による輸入品価格の高騰を背景とした国内の物価上昇が懸念材料となりました。また、海外においても、ロシアによるウクライナ侵攻により、米国、欧州、中国、ロシアを取り巻く環境は緊張度合いが高まり、国内外ともに先行きに対する不透明感が増す状況となりました。

フォーム印刷業界におきましては、公的部門で新型コロナワクチン接種券関係の特需が継続しましたが、テレワークやオンライン会議が日常化するニュー・ノーマルの中で、ビジネス・スタイルのペーパーレス化は拡大傾向を強めました。

このような情勢の下、当社営業部門におきましては、引き続き新型コロナワクチン接種関係の案件に取り組み、接種券の印刷発送やコールセンター業務と連携した予約システムの一括受注に加え、各種給付金事業など公的需要への対応に注力し売上拡大に努めました。

製造部門におきましては、様々な感染症予防対策を講じて生産力を維持しつつ、一層の省力化・人員配置の効率化に努めました。

また、セキュリティ委員会のもと、サイバー攻撃対策などの情報セキュリティ対策を強化するとともに、法令遵守、内部統制、ISO、個人情報保護の諸活動を通じて各製造工程の質的な見直しを図り、社員教育を繰り返し行いました。

以上のとおり、営業・製造・管理各部門においてそれぞれの体質強化策を推進してまいりました結果、売上高は11,994百万円（前期比25.4%増）となり、経常利益1,975百万円（前期比60.7%増）、当期純利益1,272百万円（前期比55.3%増）となり、前期に比べ増収・増益となりました。

(2) 当社が対処すべき課題

我が国では、新型コロナウイルス感染に終息の兆しが見られないものの、感染症の分類見直しをはじめとして社会経済の正常化が進展し、景気が回復していくことが期待されています。他方、長引くロシアによるウクライナ侵攻などを背景

として、我が国周辺においても安全保障環境は厳しさを増し、世界情勢の今後の展開は予断を許さない状況となっており、また、資源・エネルギー価格の高騰や円安の進行を背景とした物価上昇が継続するなど、国内外の環境が大きく変化する中で、景気回復実現への懸念は依然残り、企業経営者には引き続き難しいかじ取りが求められています。

フォーム印刷業界におきましては、感染症対策特需の漸減が見込まれ、公的部門においてもペーパーレス推進が本格化し、民間部門も含めて、ビジネスフォームの減少スピードは一段と速まっていくものと思われまます。

このような情勢の中で、営業面におきましては、特にBPOの分野で、顧客ニーズの変化に迅速に対応する、総合的かつ具体的なソリューション提案を行い、ビジネスフォームと情報処理の技術を総合的に組み合わせる新しいサービスに結びつけるような活動を積極的に進めてまいります。また、顧客企業の業態改革に伴うアウトソーシングの動きを好機ととらえ、自らの業態変革にも一層の拍車をかけていかなければならないと考えます。

生産面では、引き続き感染症予防対策を緩めることなく、一段の省力化投資による生産機能のレベルアップを図り、人員・設備の効率的再配置により、新しいサービスの提供力向上を目指すとともに、原価率のさらなる低減に努めてまいります。また、内部統制やISO活動・個人情報保護活動とともに、法令遵守やセキュリティ・環境・女性活躍推進・働き方改革といった企業の社会的責任、さらにはSDGsへの取組みを一層強化してまいります。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 資金調達状況

当期の所要資金につきましては、自己資金により賄っております。

(4) 設備投資等の状況

当期中に実施いたしました設備投資の総額（無形固定資産を含む）は49百万円です。

その主な内容は、サーバー、ネットワーク機器等の工具器具備品の取得25百万円です。

- (5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。
- (6) 事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- (7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- (8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。
- (9) 財産および損益の状況

期 別 項 目	第 52 期 (2019年12月期)	第 53 期 (2020年12月期)	第 54 期 (2021年12月期)	第 55 期 (2022年12月期)
売 上 高(百万円)	7,410	7,256	9,565	11,994
経 常 利 益(百万円)	424	449	1,229	1,975
当 期 純 利 益(百万円)	295	354	819	1,272
1株当たり当期純利益(円)	51.07	61.32	142.39	220.99
総 資 産(百万円)	9,574	9,520	10,798	11,880
純 資 産(百万円)	7,011	7,202	7,906	8,918

- (注) 1. 記載金額は1株当たり当期純利益を除いて、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益の算出は期中平均発行済株式数によっております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(10) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 子会社の状況
該当事項はありません。
- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容 (2022年12月31日現在)

コンピューター用出力帳票、諸事務・計測器などの機器に用いる用紙類の製造、販売並びに関連消耗品類の販売、データ出力業務およびデータ・エントリー業務。

(12) 主要な営業所、工場およびセンター (2022年12月31日現在)

本社および本社事務所

事業所名	所在地
本社	東京都八王子市
本社事務所	東京都新宿区

工場

事業所名	所在地
高尾工場	東京都八王子市
野田工場	千葉県野田市

センター

事業所名	所在地
DPP第1センター	東京都八王子市
DPP第2センター	東京都八王子市

事務所、営業所および支店

事業所名	所在地
日本橋事務所	東京都中央区
新宿事務所	東京都新宿区
多摩営業所	東京都八王子市
大阪支店	大阪市北区

(13) 従業員の状況 (2022年12月31日現在)

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	291 ^名	9名減	43.1 ^才	16.0 ^年
女性	88	1名増	39.3	12.5
計または平均	379	8名減	42.2	15.2

(注) パートタイマー (110名) を含む従業員数は489名であります。

(14) 主要な借入先の状況 (2022年12月31日現在)

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2022年12月31日現在）

- | | |
|--------------|----------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 15,400,000株 |
| (2) 発行済株式総数 | 5,754,306株(自己株式60,988株を除く) |
| (3) 株主数 | 5,428名 |
| (4) 大株主 | |

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
内外カーボンインキ(株)	550	9.55
村上 文江	255	4.43
光ビジネスフォーム従業員持株会	199	3.46
瀬戸 政春	174	3.02
エム・ビー・エス(株)	141	2.46
(株)日本カストディ銀行(信託口)	130	2.25
(株)ミヤコシ	122	2.13
キヤノンプロダクションプリンティングシステムズ(株)	100	1.73
フジ日本精糖(株)	100	1.73
大王製紙(株)	80	1.39

(注) 持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式（自己株式を除く）の総数に対する割合であります。

- (5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況
- ①譲渡制限付株式報酬制度
 当社は、2021年3月30日開催の第53期定時株主総会の決議に基づき、取締役(社外取締役を除く)を対象に譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。
- ②当事業年度中に交付した株式報酬の内容
 当社は、2022年4月7日開催の取締役会における自己株式処分の決議に基づき、譲渡制限付株式報酬として、2022年4月28日付で下記のとおり自己株式を割り当てております。

	株式数	交付された者の人数
取締役(社外取締役を除く)	16,400株	4名

- (6) その他株式に関する重要な事項
 該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

- (1) 取締役および監査役の氏名等（2022年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	松 本 康 宏	
常 務 取 締 役	大 宮 健	管理本部長兼総務部長兼経理部長
取 締 役	水 野 晴 仁	営業本部長
取 締 役	渡 邊 宏 志	営業本部副本部長兼営業企画部長
取 締 役	横 山 友 之	(一社)立飛教育文化振興会理事長、 太洋物産(株)取締役、TRIBAWL(株)取締役、 (株)ジー・スリーホールディングス取締役、(株)Blue Seed代表取締役
取 締 役	小 河 満美子	
常 勤 監 査 役	今 井 公 富	
監 査 役	山 内 政 幸	
監 査 役	岩 永 清 範	
監 査 役	田 端 達	

- (注) 1. 取締役横山友之氏および小河満美子氏は社外取締役であります。
なお、社外取締役横山友之氏および小河満美子氏と当社との間では、定款第25条第2項および会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。また、両氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役今井公富氏、岩永清範氏および田端達氏は社外監査役であります。
また、今井公富氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役今井公富氏、山内政幸氏、岩永清範氏および田端達氏と当社との間では、定

款第32条第2項および会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

4. 2022年3月30日開催の第54回定時株主総会において新たに、小河満美子氏は取締役、田端達氏は監査役に選任され、就任いたしました。
5. ① 取締役横山友之氏は、公認会計士として財務・会計に関する高い専門性を有しています。同氏は、一般社団法人立飛教育文化振興会の理事長のほか、2022年3月に太洋物産㈱、4月にTRIBAWL㈱、5月に㈱ジー・スリーホールディングスの各社外取締役、10月に㈱Blue Seedの代表取締役に就任しております。
- ② 取締役小河満美子氏は、㈱みずほ銀行の支店長ほか、みずほフィナンシャルグループの要職を長年に亘り歴任し、財務・会計・内部統制に関する相当程度の知見を有しています。
- ③ 常勤監査役今井公富氏は、旧㈱富士銀行の支店長等を歴任し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
- ④ 監査役山内政幸氏は、旧㈱富士銀行の支店長および当社役員等を長年に亘り歴任し、当社の業務内容、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
- ⑤ 監査役岩永清範氏は、日通商事㈱の役員等を長年に亘り経験し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
- ⑥ 監査役田端達氏は、大和証券グループ会社の役員等を長年に亘り経験し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。

(2) 事業年度中に退任した監査役

氏名	退任日	退任理由	退任時の地位および重要な兼職の状況
倉本 勤也	2022年3月30日	任期満了	監査役、㈱ネットマーケティング取締役

(3) 取締役および監査役の報酬等

① 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額および員数

区分	報酬等の種類別の額（千円）			計 （千円）	員数 （名）
	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等		
取締役 （うち社外取締役）	64,275 (11,625)	28,000 (—)	8,249 (—)	100,524 (11,625)	6 (2)
監査役 （うち社外監査役）	16,920 (13,920)	— (—)	— (—)	16,920 (13,920)	5 (4)
計	81,195	28,000	8,249	117,444	11

(注) 1. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、4. (3)②に記載する役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針と手続に従い、その金額の決定は報酬基準の範囲内で代表取締役松本康宏に委任されたものであります。また、取締役会は、

取締役の報酬等の内容について、報酬基準に従って決定されたものであることから、当該方針に従ったものであると判断しております。なお、取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 業績連動報酬等は、当事業年度における役員賞与引当金繰入額であります。業績連動報酬等の額の算定基礎として選定した業績指標の内容等は4.(3)②に記載する役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針と手続に従い、明確な業績指標として経常利益および当期純利益を選択し、期初の見込値を大幅に上回ったことを勘案して決定しております。
3. 非金銭報酬等は、当事業年度における譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額であります。株式報酬の内容及びその交付状況は2.(5)当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況に記載のとおりであります。
4. 取締役の報酬限度額は、年額150,000千円（1989年3月30日定時株主総会決議、当該定時株主総会終結時点の取締役員数は9名）であります。また、その内枠で年額15,000千円以内での譲渡制限付株式報酬制度（発行または処分する普通株式の総数は年30,000株以内）を導入しております（2021年3月30日定時株主総会決議、当該定時株主総会終結時点の社外取締役を除く取締役員数は4名）。
5. 監査役の報酬限度額は、年額20,000千円（1989年3月30日定時株主総会決議、当該定時株主総会終結時点の監査役員数は2名）であります。
6. 2021年3月30日開催の第53回定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止に伴う役員退職慰労金の打ち切り支給を決議いたしました。当事業年度末現在における今後の打ち切り支給予定額は、以下のとおりであります。
 - ・取締役3名 32,800千円（うち社外取締役一名 一千元）
 - ・監査役3名 8,700千円（うち社外監査役2名 7,300千円）
7. 上記のほか、当事業年度において以下のものを支払っております。

2021年3月30日開催の第53回定時株主総会決議に基づいて支払った役員退職慰労金（打ち切り支給分）

 - ・監査役1名 600千円（うち社外監査役1名 600千円）

② 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針と手続

当社取締役の報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内で、取締役会で定めた基本方針及び決定方針に基づき支払うこととし、その内容は以下のとおりとします。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、取締役（社外取締役を除く）の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払います。

b. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

基本報酬は、月例の金銭固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定します。

- c. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針
- 業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績を反映した金銭報酬とし、各事業年度の業績指標の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、定時株主総会後に支給します。目標となる業績指標とその値は、前期決算発表時に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行います。
- 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とし、別に定める譲渡制限付株式報酬制度に基づき支給します。
- d. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
- 取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とします。代表取締役社長は取締役会の定める報酬基準に示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定します。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬:業績連動報酬等:非金銭報酬等＝7：2：1とします。
- e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
- 個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の職責を踏まえた賞与の評価配分とします。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、取締役会が報酬基準を定めるものとし、上記の委任をうけた代表取締役社長は、報酬基準の内容に従って決定をしなければならないこととします。なお、譲渡制限付株式報酬は、取締役会決議により取締役個人別の割当株式数を決定します。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況並びに当該兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職の状況	当該兼職先と当社との関係
取締役	横山友之	(一社)立飛教育文化振興会理事長、太平洋物産(株)取締役、TRIBAWL(株)取締役、(株)ジー・スリーホールディングス取締役、(株)Blue Seed代表取締役	重要な取引先その他の関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動の状況
取締役	横山友之	当期開催した12回の取締役会の全てに出席し、公認会計士としての専門的観点から議案審議等に必要な発言を適宜行い、主に財務および会計面での実効性の高い監督等に十分な役割と責任を果たしています。
取締役	小河満美子	就任後開催した9回の取締役会の全てに出席し、主に企業経営における経験と見識から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
常勤監査役	今井公富	当期開催した12回の取締役会および15回の監査役会の全てに出席し、主に常勤監査役として業務監査の観点から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	岩永清範	当期開催した12回の取締役会および15回の監査役会の全てに出席し、主に企業経営における経験と見識から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	田端達	就任後開催した9回の取締役会および9回の監査役会の全てに出席し、主に企業経営における経験と見識から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

注) 当社は、日本年金機構が発注する帳票の作成及び発送準備業務に関して、遅くとも2016年5月6日から2019年10月7日までの間に独占禁止法違反があったとして、2022年3月3日に公正取引委員会より独占禁止法に基づく排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。当該違反行為期間中に在任していた横山友之氏、今井公富氏および岩永清範氏は、問題の判明まで当該事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において法令遵守の視点に立った発言を行ってまいりました。当該事実の判明後は法令遵守のさらなる徹底および再発防止に向けた取り組みについて提言を行う等、その職責を果たしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---------------------------|---------|
| ・公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 | 28.0百万円 |
| ・当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 29.2百万円 |

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、および報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業行動規準、定款および取締役会規程を遵守することにより、業務の適正を確保する体制を確立し、必要に応じて外部の専門家を起用することにより、監査役と協力して未然に法令定款違反を防止する。
- ② 企業行動規準に基づいて就業規則に関連規程を定めることにより、社員等の職務の執行が法令等に適合することを確保する。
- ③ 取締役は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見したときには、直ちに監査役および社長等に報告し、適切な措置をとるものとする。

- ④ 監査役はコンプライアンスおよび内部通報制度の運用に問題があると認めるときには、取締役会において意見を述べるとともにその改善策の策定を求めることができる。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、取締役会規程および文書管理規程に基づき、保存期間、閲覧の条件等を明確にすることとする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスクの把握とその管理および管理の体制等については、危機管理規程に基づき、不測の事態が発生した場合について、社長を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等を含む外部の専門家も含め、損害の発生を最小限にとどめる体制を整えるものとする。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会を毎月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜に開催することとし、当社の経営方針にかかわる重要事項については、適宜、社長等によって事前に審議をするものとする。
 - ② 取締役会の決定に基づく業務執行の組織、業務分担、責任者等については、都度定めることとする。
- (5) 監査役を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役を補助すべき使用人として監査役補助者を任命することとする。
 - ② 監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しないこととし、監査役補助者の人事異動、昇給、昇格等人事に関する事項については監査役の同意を得るものとし、取締役からの独立性を確保するものとする。
 - ③ 監査役監査の適切な遂行をするため監査環境整備に努めるとともに、監査役の監査役補助者に対する指示の実効性を確保するものとする。
- (6) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 代表取締役および業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議に

においてその担当する業務の執行状況や業務の適正を確保するために必要な重要事項について監査役に対して都度報告するものとする。

- ② 社内での反社会的行為等をなくすために内部通報制度を設け、法令定款遵守の体制を確保するものとする。また、通報者が不利益を被らないように保護規定を設けるものとする。

(7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役および使用人は、監査役が監査計画に基づく監査の実効性を確保するための内部統制の整備、内部監査部門との関係等の体制整備に努めることとする。
- ② 監査役会は、監査の実施にあたり独自の意見形成を行うため、必要に応じて、会社の費用で法律・会計の専門家を活用できることとする。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、経営および業務執行に関わる意思決定機関としての取締役会を月1回以上開催し、経営上の重要事項を協議・決定しております。社外取締役および3名の社外監査役は取締役会にて適宜忌憚のない意見を述べており、経営や業務執行の監督機能、牽制機能を担っています。

当社は、取締役会の機能を補完するために、内部統制委員会を設置し、半年に1回開催しております。内部統制委員会は、社長、営業本部長、D P P本部長、各工場長、各D P Pセンター長、監査部長、総務部長、経理部長を構成員とし、公認会計士である社外取締役を迎えて、全社的な内部統制の年間スケジュールを策定、全社員を対象とする教育および全拠点を対象とする監査を計画的に行い、オープンな報告、討議を行っております。内部統制委員会の議事内容については監査役に報告されております。

なお、当社は、日本年金機構が発注する帳票作成業務等の入札に関して、2022年3月3日に公正取引委員会より独占禁止法に基づく排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。当社はこの事実を厳粛かつ真摯に受け止め、改めて法令への理解促進や社内チェック体制の強化に取り組み、再発防止に努めています。

8. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、2007年3月29日開催の第39回定時株主総会の決議による承認を得て、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」という）を導入いたしました。本プランの有効期間は第42回定時株主総会（2010年

3月30日開催)の終結の時までであり、現在は継続しておりません。

継続期間中、当社は、当社を支える株主、従業員、取引先、地域社会等の様々なステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、企業価値および株主共同の利益を中長期的に確保、向上させるための取り組みを推し進めてまいりました。一方、独立委員会委員の意見や株式の大量取得行為に対する法制度の整備状況等も勘案し、本プランの継続の是非について慎重に検討を進めてまいりました結果、今後とも、さらなる業績の向上と持続的成長性を高めることこそが、ステークホルダーの皆様との信頼関係を強固なものとし、企業価値および株主共同の利益の確保・向上に繋がるものとの結論に至り、2010年1月7日開催の取締役会において、第42回定時株主総会へは本プランの継続を付議しないことを決議し、合わせてその旨開示したものであります。

当社は、本プランの非継続後も引き続き、当社株式の大量取得行為があった場合には、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上のために、積極的な情報収集とその適切な開示に努めるとともに、法令および定款によって許容される限度において、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に資する相当の措置を講じてまいります。

また、今後の社会的な趨勢等を踏まえ、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上のために買収防衛策等の導入が必要と判断される場合には、その時点において適切な対策を講じる所存であります。

貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,094,390	流動負債	2,549,830
現金及び預金	4,085,083	支払手形	421,678
受取手形	52,472	買掛金	758,631
売掛金	1,311,573	リース債務	136,840
有価証券	40,173	未払金	72,722
製品	183,315	未払費用	173,961
仕掛材	21,213	未払法人税等	432,728
前払費用	36,174	前受金	111,583
立替金	34,416	賞与引当金	119,963
そ の 他 金	131,360	役員賞与引当金	28,000
貸倒引当金	199,357	そ の 他	293,721
	△748	固定負債	412,615
固定資産	5,786,579	リース債務	198,142
有形固定資産	3,982,035	繰延税金負債	143,564
建物	1,062,872	資産除去債務	28,967
構築物	9,602	長期未払金	41,500
機械装置	56,457	そ の 他	440
車両運搬具	4,216	負債合計	2,964,426
工具器具備品	58,725	(純資産の部)	
土地	2,504,345	株 主 資 本	8,762,645
リース資産	285,275	資本金	798,288
建設仮勘定	540	資本剰余金	605,850
無形固定資産	32,799	資本準備金	600,052
ソフトウェア	12,854	その他資本剰余金	5,798
ソフトウェア仮勘定	5,200	利益剰余金	7,392,670
リース資産	8,174	利益準備金	199,572
電話加入権	6,571	その他利益剰余金	7,193,098
投資その他の資産	1,771,744	配当平均積立金	300,000
投資有価証券	1,019,215	別途積立金	4,838,000
長期前払費用	28,293	繰越利益剰余金	2,055,098
保険積立金	89,884	自己株式	△34,163
投資不動産	18,054	評価・換算差額等	155,877
前払年金費用	570,728	その他有価証券評価差額金	155,877
そ の 他 金	52,566	純資産合計	8,918,523
貸倒引当金	△7,000	負債・純資産合計	11,880,969
資産合計	11,880,969		

損 益 計 算 書

(自 2022年1月1日)
(至 2022年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		11,994,881
売 上 原 価		8,548,622
売 上 総 利 益		3,446,258
販売費及び一般管理費		1,477,706
営 業 利 益		1,968,551
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 ・ 配 当 金	18,406	
有 価 証 券 利 息	3,264	
受 取 保 険 金	3,202	
受 取 賃 貸 料	2,021	
雑 収 入	7,792	34,687
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	11,233	
賃 貸 費 用	1,435	
複 合 金 融 商 品 評 価 損	3,883	
固 定 資 産 除 却 損	750	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	5,200	
障 害 者 雇 用 納 付 金	2,800	
雑 損 失	2,632	27,935
経 常 利 益		1,975,303
特 別 利 益		
有 価 証 券 償 還 益	573	
会 員 権 退 会 益	39	612
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	3,500	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	1,371	
独 占 禁 止 法 関 連 損 失	109,107	113,979
税 引 前 当 期 純 利 益		1,861,936
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税	584,680	
法 人 税 等 調 整 額	5,119	589,799
当 期 純 利 益		1,272,137

株主資本等変動計算書

(自 2022年1月1日
至 2022年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	798,288	600,052	6,187	606,239
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				
別途積立金の積立				
当 期 純 利 益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			△389	△389
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）				
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△389	△389
当 期 末 残 高	798,288	600,052	5,798	605,850

(単位：千円)

	株 主 資 本						自己株式	株主資本 合計
	利 益 剰 余 金					利益 剰余金 合計		
	利益 準備金	その他利益剰余金			利益 剰余金 合計			
		配当平均 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金				
当 期 首 残 高	199,572	300,000	4,338,000	1,484,201	6,321,773	△34,535	7,691,766	
当 期 変 動 額								
剰余金の配当				△201,240	△201,240		△201,240	
別途積立金の積立			500,000	△500,000	—		—	
当 期 純 利 益				1,272,137	1,272,137		1,272,137	
自己株式の取得						△8,266	△8,266	
自己株式の処分						8,638	8,249	
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）								
当 期 変 動 額 合 計	—	—	500,000	570,896	1,070,896	371	1,070,879	
当 期 末 残 高	199,572	300,000	4,838,000	2,055,098	7,392,670	△34,163	8,762,645	

(単位：千円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	214,929	214,929	7,906,695
当期変動額			
剰余金の配当			△201,240
別途積立金の積立			—
当期純利益			1,272,137
自己株式の取得			△8,266
自己株式の処分			8,249
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△59,051	△59,051	△59,051
当期変動額合計	△59,051	△59,051	1,011,827
当期末残高	155,877	155,877	8,918,523

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品については、全体を時価評価し、評価差額を損益に計上しております。

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品・仕掛品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

原材料……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

2007年3月31日以前に取得した資産……………旧定率法（1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、旧定額法）

2007年4月1日以後に取得した資産……………定率法（建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	38～47年
構築物	10～40年
機械装置	10年
車両運搬具	5年
工具器具備品	5～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）……………社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討して、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法に基づく按分額をそれぞれ発生した翌期から費用処理することとしております。

なお、当事業年度において年金資産残高が退職給付債務から未認識数理計算上の差異を加減した額を超えているため、当該金額を前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社はビジネスフォーム等の印刷販売及びデータプリントサービスを主とした事業を行っております。印刷物等の製造・販売につきましては、顧客との契約に基づいて約束した製品及び商品を引き渡す義務を負っており、当該製品及び商品の引き渡し時点で顧客が当該製品及び商品に対する支配を獲得し履行義務が充足されることから収益を認識しております。なお、国内販売のみであることから、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取り扱いを適用し、出荷時から当該製品又は商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時点において収益を認識しております。また、データプリント及び関連加工では、印刷物等の製造・販売のほか関連する管理・運営等のサービスを行っております。サービスの提供につきましては、顧客との契約に基づく履行義務の充足に伴い、一定期間にわたり収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

2. 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、従来、顧客から受け取る送料は純額で計上しておりましたが、財又はサービスの提供における当社の役割（本人又は代理人）を判断した結果、本人取引に該当するものについては、総額で収益を認識する方法に変更しております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該製品又は商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当事業年度の売上高が110,993千円、売上原価が110,993千円それぞれ増加しておりますが、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高につきましても影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

また、金融商品関係において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

3. 表示方法の変更

(損益計算書)

前事業年度まで営業外費用の「雑損失」に含めて表示しておりました「障害者雇用納付金」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしました。

4. 追加情報

公正取引委員会より独占禁止法第3条違反により、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことに伴い、日本年金機構及び一部の官公庁から指名停止処分を受けておりましたが、これによる業績への影響については、限定的でありました。なお、公正取引委員会による課徴金57,720千円及び日本年金機構に対する契約違約金109,107千円については第2四半期会計期間において支払済みであります。

5. 貸借対照表関係

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 4,354,157千円

(2) 決算期末日満期手形及び電子記録債権の会計処理は、手形交換日又は決済日をもって決済処理しております。なお、当決算期末日が金融機関の休日であったため、次の決算期末日満期手形及び電子記録債権が決算期末日残高に含まれております。また、電子記録債権は重要性が乏しいため、貸借対照表上「受取手形」に含めております。

受取手形 8,669千円

電子記録債権 6,459千円

6. 損益計算書関係

独占禁止法関連損失

公正取引委員会より独占禁止法第3条違反により、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことに伴い発生した日本年金機構に対する契約違約金109,107千円を特別損失として計上しております。

7. 株主資本等変動計算書関係

(1) 事業年度の末日における発行済株式の数 普通株式 5,815,294株

(2) 事業年度の末日における自己株式の数 普通株式 60,988株

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年3月30日 定時株主総会	普通株式	201,240千円	35.00円	2021年12月31日	2022年3月31日

- ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
2023年3月30日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

イ. 配当金の総額 287,715千円

ロ. 1株当たり配当額 50.00円

ハ. 基準日 2022年12月31日

ニ. 効力発生日 2023年3月31日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

8. 収益認識関係

- (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

製品区分	金額（千円）
ビジネスフォーム	2,863,111
一般帳票類	1,547,873
データプリント及び関連加工	7,312,749
サブライ商品	271,147
顧客との契約から生じる収益	11,994,881
その他の収益	—
外部顧客への売上高	11,994,881

- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

- (3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

- ① 契約資産及び契約負債の残高等

	当事業年度（千円）
契約負債（期首残高）	120,383
契約負債（期末残高）	111,436

契約負債は、貸借対照表上、「前受金」に計上しております。契約負債は、顧客との契約履行に先立ち受領した対価であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、120,383千円であります。また、契約負債の増減は前受金の受取（契約負債の増加）と収益認識（契約負債の減少）によるものであります。

- ② 残存履行義務に分配した取引価格

残存履行義務に分配した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9. 金融商品関係

- (1) 金融商品の状況に関する事項

- ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金調達については、運転資金及び設備投資計画に照らして必要な資金を金融機関から借入により調達しております。また資金運用については、投機目的による取引は行っておりません。

- ② 金融商品の内容及びそのリスク
 営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されており、有価証券及び投資有価証券は、株式、投資信託及び社債であり、市場価格の変動リスク及び株式・債券等発行体の信用リスクに晒されており、営業債務である支払手形及び買掛金は、4ヶ月以内の支払期日であります。
- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
 イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理
 営業債権については、販売管理規程に基づき、各営業所が取引先の信用状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。
 ロ. 市場リスク（市場価格や金利等の変動リスク）の管理
 有価証券及び投資有価証券につきましては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、必要に応じて保有の見直しを図っております。
 ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
 経理部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。
- ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。
- (2) 金融商品の時価等に関する事項
 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	1,054,039	1,054,039	—

- (注) 1. 「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「立替金」、「支払手形」、「買掛金」、「未払法人税等」については、現金又は短期間で決済されるものであるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。また、リース債務につきましては重要性が乏しいため、注記を省略しております。
2. 市場価格のない株式等は、上表の「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区 分	当事業年度 (千円)
非上場株式	5,350

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	4,085,083	—	—	—
受取手形	52,472	—	—	—
売掛金	1,313,553	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち 満期があるもの	40,000	91,104	120,000	—
立替金	131,360	—	—	—
合計	5,622,469	91,104	120,000	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算出に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産				
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	730,007	—	—	730,007
債券	—	126,643	118,256	244,899
計	730,007	126,643	118,256	974,906

(注) 投資信託の時価は上記に含まれておりません。投資信託の貸借対照表計上額は79,132千円であり
ます。

②時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

(注) 1. 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。債権につきましては、取引金融機関から提示された基準価格等によっており、インプット等の市場での観察可能性に基づき、レベル2またはレベル3の時価に分類しております。

(注) 2. 時価をもって貸借対照表計上額とする金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

①重要な観察できないインプットに関する定量的情報

取引金融機関等から入手した価格を調整せずに使用しているため、記載しておりません。

②期首残高から期末残高への調整表、当事業年度の損益に認識した評価損益

	有価証券及び投資有価証券 (千円)
期首残高	31,036
当事業年度の損益又は評価・換算差額等	
損益に計上 (*)	△3,883
評価・換算差額等に計上	—
購入、売却、発行及び決済の純額	91,104
レベル3の時価への振替	—
レベル3の時価からの振替	—
期末残高	118,256
当事業年度の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する金融商品の評価損益 (*)	—

(*) 損益計算書の「複合金融商品評価損」に含まれております。

③時価の評価プロセスの説明

当社において、時価で貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価のものは、すべて第三者である取引金融機関から入手した価格を調整せずに使用しております。第三者から入手した価格を使用するにあたっては、使用されている評価技法及びインプットの確認等により、価格の妥当性を検証しております。

④重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

重要な観察できないインプットに関する定量情報について、第三者から入手した時価を調整せずに使用しているため記載していないことから、記載事項はありません。

10. 賃貸等不動産関係

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

11. 税効果会計関係

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	24,571千円
未払役員退職慰労金	12,707千円
会員権評価損	16,519千円
投資有価証券評価損	9,647千円
減損損失	8,057千円
資産除去債務	8,869千円
貸倒引当金	2,372千円
賞与引当金	36,732千円
その他	23,751千円
繰延税金資産小計	143,228千円
評価性引当額	△40,568千円
繰延税金資産合計	102,660千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△68,886千円
前払年金費用	△174,757千円
資産除去債務	△2,513千円
その他	△68千円
繰延税金負債合計	△246,225千円
繰延税金負債の純額	△143,564千円

12. 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として、一般従業員に対して確定給付年金制度を設けております。また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

(2) 退職給付債務に関する事項（2022年12月31日現在）

	(単位：千円)
退職給付債務	△1,256,277
年金資産	1,760,631
未積立退職給付債務	504,353
未認識数理計算上の差異	66,375
前払年金費用	570,728

(3) 退職給付費用に関する事項（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

	(単位：千円)
勤務費用	86,327
利息費用	834
期待運用収益	△35,451
数理計算上の差異の費用処理額	6,042
退職給付費用	57,752

(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
割引率	0.504%
長期期待運用収益率	2.0%
数理計算上の差異の処理年数	10年

13. 関連当事者との取引関係

該当する重要な事項はありません。

14. 1株当たり情報

(1) 1株当たり純資産額	1,549円89銭
(2) 1株当たり当期純利益	220円99銭

15. 重要な後発事象

(自己株式の取得)

当社は、2023年2月10日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行して資本効率の向上を図るため、及び株主還元策の一環として自己株式を取得するものであります。

(2) 取得に係る事項の内容

①取得対象株式の種類	当社普通株式
②取得し得る株式の総数	150,000株（上限） (発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合2.60%）
③株式の取得価額の総額	100,000,000円（上限）
④取得期間	2023年2月20日～2023年3月24日
⑤取得方法	株式会社東京証券取引所における市場買付

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年2月14日

光ビジネスフォーム株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 三 澤 幸之助
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 會 澤 正 志
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、光ビジネスフォーム株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第55期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任監査法人トーマツと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、当社は日本年金機構が発注する帳票の作成及び発送準備業務に関して、2022年3月3日に公正取引委員会より独占禁止法に基づき排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。監査役会としましては、当社が一層の法令遵守の徹底とコンプライアンス推進の諸施策を通じて、従業員の意識改革に取り組んでおり、再発防止に向けた取り組みを徹底強化していることを確認しております。今後も引き続き注視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年 2 月17日

光ビジネスフォーム株式会社 監査役会

常勤監査役 (社外監査役)	今 井 公 富	Ⓜ
監 査 役	山 内 政 幸	Ⓜ
監 査 役 (社外監査役)	岩 永 清 範	Ⓜ
監 査 役 (社外監査役)	田 端 達	Ⓜ

以 上

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者

光ビジネスフォーム株式会社
代表取締役社長 松 本 康 宏

2. 議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営方針のひとつとして位置づけ、安定的な配当を基本としながら、当期の業績や今後の事業展開等を勘案し、以下のとおり剰余金の配当（第55期期末配当）およびその他の剰余金の処分をさせていただきますと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当に関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金50円
配当総額 287,715,300円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日（第55期期末配当金の支払開始日）
2023年3月31日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

- (1) 増加する剰余金の項目とその額
別途積立金 700,000,000円
- (2) 減少する剰余金の項目とその額
繰越利益剰余金 700,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入に対応するため、次のとおり当社定款を変更するものです。

- ① 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
- ② 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主様に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
- ③ 参考書類等のインターネット開示の規定（現行定款第17条）は不要となるため、これを削除するものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、下表のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（参考書類等のインターネット開示） 第17条</p> <p>当会社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、<u>法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができ、その場合株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>（削除）</p>
<p>（新設）</p>	<p>（電子提供措置等） 第17条</p> <p>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2) 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち、<u>法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする</u>ことができる。</p>

第3号議案 取締役6名選任の件

現在の取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数	当社との 特別の 利害関係
まつもと やす ひろ 松本康宏 (1961年3月24日生)	1984年4月 当社入社 2008年3月 新宿営業所長 2012年4月 執行役員新宿営業所長 2013年3月 取締役営業副本部長兼新宿営業所長 2017年4月 常務取締役営業本部長 2019年3月 代表取締役社長 (現在に至る)	34,831株	なし
おおみや たけし 大宮健 (1961年1月31日生)	2009年4月 みずほ信託銀行㈱コンプライアンス統括 部長 2013年3月 ㈱みずほ銀行より当社へ出向 執行役員 総務部長 2014年4月 当社入社 執行役員総務部長 2015年3月 取締役総務部長 2019年4月 常務取締役管理本部長兼総務部長兼経理 部長 2023年1月 常務取締役管理本部長兼経営企画室長兼 経理部長 (現在に至る)	15,500株	なし
みずの せい じん 水野晴仁 (1969年3月28日生)	1991年12月 当社入社 2010年1月 金融ソリューション部長 2012年1月 日本橋営業第四部長兼金融ソリュー ション部長 2012年4月 執行役員日本橋営業第四部長兼金融ソリ ューション部長 2015年1月 執行役員日本橋営業所長兼金融ソリュー ション部長 2017年9月 執行役員日本橋営業部長 2019年3月 取締役営業本部長兼日本橋営業部長 2021年1月 取締役営業本部長 (現在に至る)	6,055株	なし

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数	当社との 特別の 利害関係
わた なべ ひろ し 渡 邊 宏 志 (1973年5月11日生)	1997年3月 当社入社 2018年9月 営業企画部長 2020年4月 営業本部副本部長兼営業企画部長 2021年1月 営業本部副本部長兼営業企画部長兼首都圏ソリューション営業部長 2021年3月 取締役営業本部副本部長兼営業企画部長兼首都圏ソリューション営業部長 2023年1月 取締役営業本部副本部長兼営業企画部長兼経営企画室室長代理 (現在に至る)	2,555株	なし
よこ やま とも ゆき 横 山 友 之 (1975年6月5日生)	2002年10月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)入社 2006年12月 公認会計士登録 2009年4月 デロイトトーマツFAS(株)(現 デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー(同)) 出向 2009年7月 横山経営会計事務所設立(現任) 税理士登録 2011年5月 ポケットカード(株)監査役 2016年5月 ポケットカード(株)取締役 2019年3月 当社取締役(現任) 2021年3月 (一社)立飛教育文化振興会理事長(現任) 2022年3月 太平洋産(株)取締役(現任) 2022年4月 TRIBAWL(株)取締役(現任) 2022年5月 (株)ジー・スリーホールディングス取締役(現任) 2022年10月 (株)Blue Seed代表取締役(現任) (現在に至る)	0株	なし
お がわ ま み こ 小 河 満 美 子 (1965年8月24日生)	2007年11月 (株)みずほ銀行狛江支店長 2010年10月 同行横浜ダイレクトバンキングセンター所長 2014年4月 同行石神井支店長 2017年4月 同行新松戸支店長 2020年10月 みずほファクター(株)ファクタリング事務部長 2022年3月 当社取締役 (現在に至る)	0株	なし

- (注) 1. 横山友之氏および小河満美子氏は現在当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は横山友之氏は本総会終結の時をもって4年、小河満美子氏は本総会終結の時をもって1年であります。
2. 横山友之氏は、公認会計士として財務・会計に関する高い専門性を有していることから、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしていただけるものと判断しております。また同氏は東京証券取引所が規定する一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる判断要素のいずれにも該当しないことから独立役員として同取引所に届け出ております。同氏が取締役として選任された場合、当社は引き続き独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 小河満美子氏は㈱みずほ銀行の支店長ほか、みずほフィナンシャルグループの要職を長年に亘り歴任し、財務・会計・内部統制に関する相当程度の知見を有していることから、選任された場合は、社外取締役としてその経験や知識を活かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場から、さらに女性の視点から、当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督の役割を十分に果たしていただけるものと判断しております。また同氏は東京証券取引所が規定する一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる判断要素のいずれにも該当しないことから独立役員として同取引所に届け出ております。同氏が取締役として選任された場合、当社は引き続き独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 社外取締役候補者である横山友之氏および小河満美子氏が選任された場合、当社は両氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を継続する予定です。

以 上

(ご参考) 取締役および監査役の専門性と経験 (スキルマトリックス)

選任後の取締役および監査役の主要な専門性と経験は、次のとおりであります。

氏名	地位	専門性と経験							
		企業 経営	製造・ 調達	IT・ 情報システム	営業・ マーケティング	法務・ リスク管理	財務・ 会計	ESG	
取締役	松本 康宏	代表取締役 社長	○	○	○	○		○	○
	大宮 健	常務取締役	○				○	○	○
	水野 晴仁	取締役		○	○	○			
	渡邊 宏志	取締役		○	○	○			○
	横山 友之	取締役 (社外)						○	
	小河 満美子	取締役 (社外)						○	
監査役	今井 公富	常勤監査役 (社外)	○					○	
	山内 政幸	監査役	○				○	○	
	岩永 清範	監査役 (社外)	○					○	
	田端 達	監査役 (社外)	○					○	

株主総会会場ご案内

会場 東京都八王子市東浅川町553番地
光ビジネスフォーム株式会社 本社
電話番号 042-663-1635

交通 JR、京王電鉄、高尾駅から徒歩15分

